

令和7年10月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

10月の情報提供

1. 求荷求車情報ネットワーク(WebKIT)成約運賃指数(令和7年8月分)	・・・	1
2. 令和7年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」実施要領	・・・	5
3. 「適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー」の開催について	・・・	7
4. 「2025年度労務管理セミナー」の開催について	・・・	9
5. 「改善基準告示解説セミナー」の開催について	・・・	11
6. 「プラン2025目標達成セミナー」の開催について	・・・	13
7. 「令和7年度引越講習(基本・管理者)」の開催について	・・・	15
8. 「荷役災害防止担当者研修」の開催について	・・・	21
9. 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて	・・・	22
10. 乗務員講習会のご案内	・・・	26
11. 初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内	・・・	28
12. 「シェア・ザ・ロード」のご案内	・・・	31
13. 10月は「年次有給休暇取得促進期間」です	・・・	33
14. 「eナスバ」スタートのお知らせ	・・・	35
15. 南海フェリー割引キャンペーンのお知らせ	・・・	36
16. 陸災防香川県支部会員の皆様へ	・・・	38

※地球環境に配慮したペーパーレス化を図るため冊子での発送を行っておりません。

※申請書類や申込書等が必要な場合は、本書からプリントアウトしてご利用ください。

求荷求車情報ネットワーク（WebKIT）成約運賃指数について
(令和7年8月)

(公社) 全日本トラック協会と日本貨物運送協同組合連合会でとりまとめた、令和7年8月分の運賃指数の概要は以下のとおりです。

令和7年8月の運賃指数の概要

1. 令和7年8月の運賃指数は、前月比8ポイント増、前年同月比3ポイント増の143となった。
2. 8月末現在の求車登録件数は、141,827と前年同月比17,359減(10.9%減)となった。

1. 加入者数、成約件数

年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
加入者数 (ID数)	2,720	2,979	3,190	3,389	3,642	4,005	4,340	4,735	5,259
対象成約 件数	116,046	118,720	126,922	142,617	162,940	180,849	206,064	237,182	277,064

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
加入者数 (ID数)	5,694	6,062	6,401	6,551	6,396	6,544	6,658
対象成約 件数	288,956	272,250	289,573	292,118	290,891	289,610	116,986

※令和7年度は令和7年8月末現在（以下同様）

2. 荷物情報（求車）件数

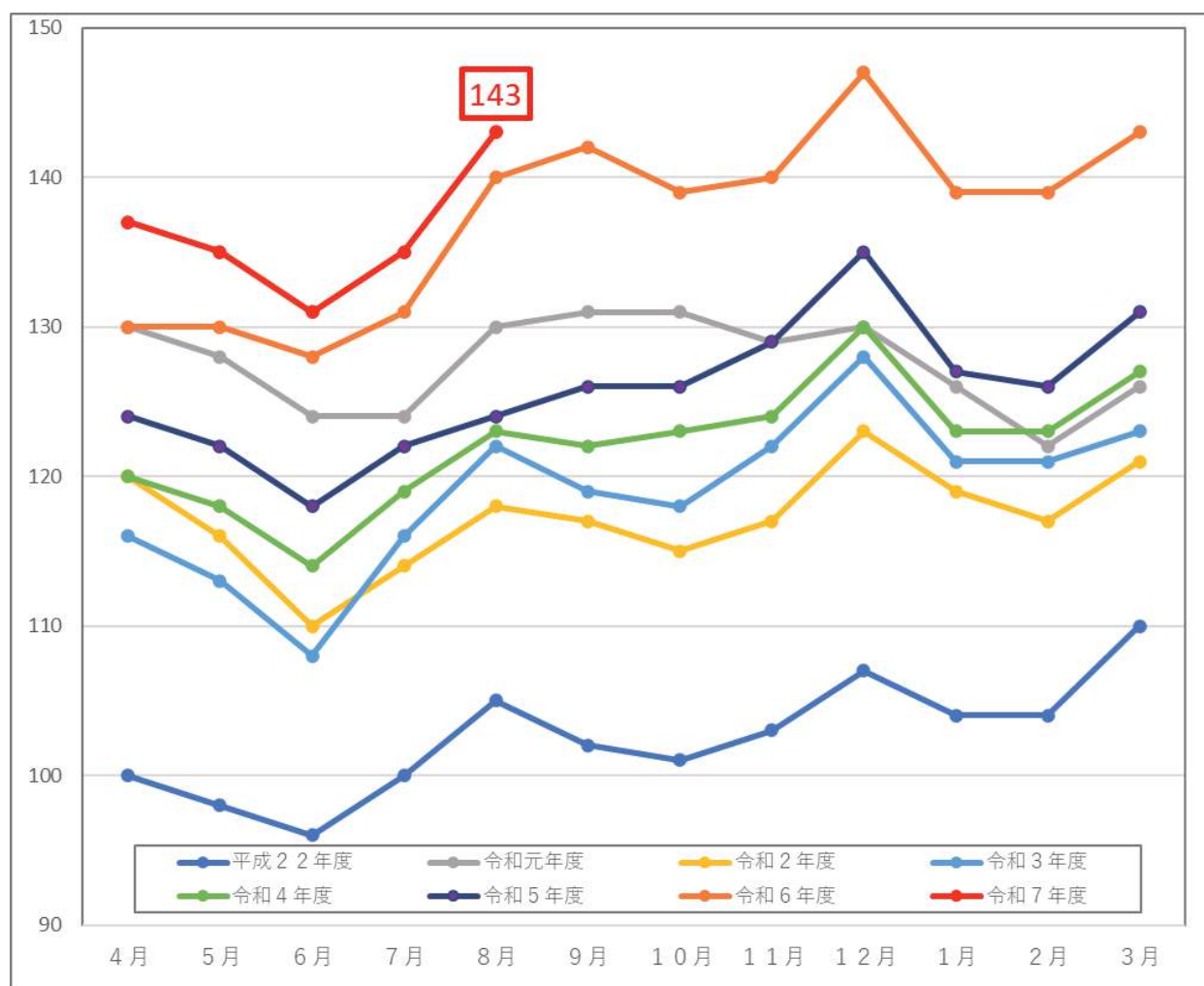
年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
登録件数	500,764	557,137	634,610	928,734	997,204	1,051,395	1,180,371	1,558,945	1,927,949

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
登録件数	1,431,478	914,565	1,351,844	1,644,732	1,708,272	1,916,456	598,507

荷物情報 (求車)	令和7年8月	前年同月比		前月比	
		増減数	増減率	増減数	増減率
登録件数	141,827	-17,359	-10.9%	17,019	13.6%
成約件数	19,549	153	0.8%	-5,847	-23.0%
成約率	13.8	1.6ポイント	—	-6.6ポイント	—

3. 成約運賃指数(月別)の推移(平成22年4月を100とする)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
平成22年度	100	98	96	100	105	102	101	103	107	104	104	110
平成23年度	111	108	106	109	108	108	106	106	109	105	104	111
平成24年度	108	103	102	102	107	107	106	105	112	107	106	113
平成25年度	108	106	107	108	112	111	111	115	119	114	115	126
平成26年度	114	113	111	115	116	117	119	119	122	116	115	119
平成27年度	115	116	114	114	117	117	117	118	121	115	113	117
平成28年度	116	115	111	111	116	115	114	115	121	113	114	120
平成29年度	115	114	112	113	118	119	118	122	127	119	122	126
平成30年度	121	118	118	123	130	136	133	131	137	128	127	132
令和元年度	130	128	124	124	130	131	131	129	130	126	122	126
令和2年度	120	116	111	113	118	117	115	117	123	119	117	121
令和3年度	116	113	108	116	122	119	118	122	128	121	121	123
令和4年度	120	118	114	119	123	122	123	124	130	123	123	127
令和5年度	124	122	118	122	124	126	126	129	135	127	126	131
令和6年度	130	130	128	131	140	142	139	140	147	139	139	143
令和7年度	137	135	131	135	143							



4. 成約運賃指数(年度)の推移(平成22年度を100とする)

年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
全体	100	104.8	103.5	110.1	113.2	112.8	111.7	115.3	124.2
荷物重量 4t以下	100	104	103.7	111.9	115.6	115.6	115.7	119.6	127.7
荷物重量 4t超	100	104.7	103.4	110.2	113.9	114.1	111.6	115.0	123.3

年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度
全体	124	114	115.6	118.8	122.4	133.5	132.2
荷物重量 4t以下	128.5	118.8	120.4	125.8	129.2	141.8	140.5
荷物重量 4t超	121.4	111.9	113.1	114.5	117.7	126.8	124.5



○成約運賃指数公表の背景

公益社団法人全日本トラック協会（全ト協）と日本貨物運送協同組合連合会（日貨協連）では、トラック輸送産業が国民生活、産業活動を支えるために、荷主企業等の経営管理とトラック運送事業者の事業適正化に寄与すべく、トラック運賃の直近の傾向について、「求荷求車情報ネットワーク」（WebKIT）における成約運賃をもとに概括的に指数化したものを平成25年12月から毎月公表している。

この指数は、平成22年4月を基準（年度指数は平成22年度平均を100）としたもので、データの公表については、事前に公正取引委員会と協議を行っている。

※本指数については、WebKITにおける成約運賃の平均を指数化しているため、各事業者個別の運賃動向と異なる場合がある。

※平成27年4月にWebKITシステムは日貨協連に移管されたが、本指数については、全ト協及び日貨協連との連名にて公表する。

○成約運賃指数とは

荷物情報（求車）、車両情報（求荷）それぞれの登録情報について、対象期間に成約に至った個別運賃を合計し、総対象成約件数で除した金額を指数化したもの。

○WebKITとは

協同組合に加入する中小トラック運送事業者のための求荷求車情報システムで、インターネットを利用して、荷物の輸送を依頼する側と保有する車両を活用したい運送事業者側が、それぞれ情報登録を行い、お互いにマッチすれば成約に至る。本システムにより、帰り荷や傭車の確保、季節波動へ対応し、輸送効率の向上と環境負荷軽減を目指している。

※平成26年4月より集計方法を変更し、本指数については、速報値をもとに集計しております。

なお、後日、確定値を基に再集計し直すため、過去の数値、指数の一部が修正される場合があります。

◇お問い合わせ先 （公社）全日本トラック協会
経営改善事業部 戸塚
TEL 03-3354-1056

日本貨物運送協同組合連合会
KIT・情報化事業部 武田、松井、岡崎
TEL 03-3357-6068

令和7年度「トラック運送業界における点検整備推進運動」 実 施 要 領

令和7年4月22日
公益社団法人全日本トラック協会

第1. 目的

トラック輸送は、国民の生活や経済に不可欠な存在である一方、トラックによる交通事故は重大事故に繋がるおそれがあり、特に大型トラックでは、重大事故につながりかねない車輪脱落事故が多発しており、適切なタイヤ脱着作業や増し締め等の保守管理等の事故防止対策とともに、環境面においてもカーボンニュートラルをはじめとした地球温暖化等への配慮が求められています。

このような状況の中、日常点検、定期点検などによる点検・整備の実施が義務付けられているものの、その実施状況は必ずしも十分とは言えず、不正改造の防止とともに、点検整備の確実な実施を徹底して行く必要があります。

また、近年、急増している大型トラック（車両総重量8トン以上）の車輪脱落事故を防止するために、ホイール・ナットの緩みの点検の確実な実施が必要不可欠です。

このため、トラック運送業界として、より確実な点検整備を目指して、各都道府県トラック協会の協力のもと、「トラック運送業界における点検整備推進運動」を全国展開する。

第2. 実施期間

本運動は1年を通じて実施するものとするが、令和7年9月1日(月)から9月30日(火)までの1ヶ月間を全国統一の「自動車点検整備推進運動強化月間」とし、これに加え、地域事情に応じて各都道府県トラック協会が独自に設定する1ヶ月間を「地方独自強化月間」として、特に重点をおいて実施する。

第3. 実施内容と周知方策

1. 実施項目

(1)「大型貨物自動車に関する適切な点検・整備の実施方法についての啓発」

機関誌（紙）やホームページ等を活用し、大型トラック（車両総重量8トン以上）のホイールの取付状態や燃料装置等の重点箇所に係る点検の実施を周知する。

①法定定期点検項目のうち、以下に掲げる点検項目を重点点検項目とする。

【重点点検項目】

点検時期		3ヶ月点検	12ヶ月点検
点検箇所			
原動機	燃料装置	燃料もれ	同左
電気装置	電気配線	接続部の緩み及び損傷	同左
制動装置	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	同左
	ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	同左 機能

走行装置	ホイール	1 タイヤの状態	同左
		2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	同左
		3 フロント・ホイール・ベアリングのがた	同左
			1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及びディスク・ホイールの損傷 3 リヤ・ホイール・ベアリングのがた

②トラック運送事業者が保有する全ての大型貨物自動車について、本運動強化月間及び、地方独自強化月間中、法定点検時期の有無にかかわらず、一回以上、上記①のホイール・ナットの緩み等の重点点検を実施する。また、冬用タイヤへの交換後1ヶ月以内に車輪が脱落している傾向にあることから、冬用タイヤへの交換を予定している場合には、冬用タイヤ交換後に点検することとする。

なお、国土交通省が策定する大型車の車輪脱落事故防止にかかる「緊急対策」のトラック業界が取り組む実施事項と併せ、全ト協作成の「ストップ！車輪脱落事故～ただしい交換作業手順を再チェック！～」の啓発資料活用により、日常点検及び定期点検の確実な実施に努める。

(2) 「黒煙濃度に影響を及ぼす部品等の自主点検・整備の実施に関する啓発」

黒煙濃度の悪化に大きな影響を与えるエア・クリーナ・エレメント、燃料フィルタ、燃料噴射ポンプ等の点検・整備の自主的な実施について周知徹底する。

2. 周知方策

- (1) 全ト協において、全ト協機関紙「広報とらつく」及びホームページ等により、本運動の周知を図る。
- (2) 各都道府県トラック協会において、ホームページ及び機関誌（紙）等を活用し、全会員事業者等へ周知を図る。
- (3) 地方適正化事業実施機関における事業者巡回指導の際に、各事業所へ本運動の啓発・指導を実施する。
- (4) 業界紙等に本運動の広告を掲載する。

第4. 各都道府県トラック協会へのお願い

- (1) 本実施要領を参考に、各都道府県トラック協会独自の取り組みを含めて実施計画を策定し、積極的に運動を実施するようにお願いします。
- (2) 全国統一の強化月間（令和7年9月1日(月)～9月30日(火)）における各都道府県トラック協会の実施結果及び、地域事情に応じて各都道府県トラック協会独自で設定した1ヶ月間の「地方独自強化月間」における実施結果については、別紙4の様式により全ト協交通・環境部あて11月14日(金)までに提出してください。ただし、「地方独自強化月間」が11月以降の場合は、終了後速やかご提出するようお願いいたします。

以 上

令和7年10月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和7年度「適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー」
開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、2024年問題、「物流革新に向けた政策パッケージ」に基づき貨物自動車運送事業法、標準運送約款が変更され、標準的な運賃も見直されたことに伴い、本セミナーでは、標準的運賃を基盤としつつ、原価計算を基礎から学び直し、自社の適正原価を算出し、運賃交渉に取り組んでいただけるセミナーを開催いたします。

参加を希望される方は下記申込書にて10月6日（月）までにお申込みくださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 開催日時 令和7年10月14日（火） 13時30分より
2. 開催場所 ホテルパールガーデン 本館2階「讃岐」
3. 内 容 トラック適正化二法における「適正原価」と従来の標準的運賃の相違点を解説など
4. 講 師 久保田 精一氏
(合同会社サプライチェーン・ロジスティクス研究所)
5. 申込方法 別紙参加申込書に必要事項をご記入の上、10月6日（月）までにFAXにて返信ください。
6. 問 合 先 一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課（担当 明石）
電話番号 087-851-6381

以上

令和7年 月 日

一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課 宛

令和7年度「適正原価管理の実現に向けた標準的運賃活用セミナー」
参加申込書

【申込内容：各事項記載必須】

事業者名 支店・営業所名		(申込担当者)
受講者①	所属・役職	
	氏名	
受講者②	所属・役職	
	氏名	

(注1) 1社最大2名までといたします。筆記用具は必ずご持参ください。

（注２）当日、体調のすぐれない方は、その旨ご連絡いただき、無理せず参加をご遠慮ください。

【申込締切日】 令和7年10月6日（月）香卜協必着

【返信先FAX番号】 087-821-4974

令和7年9月10日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣
(公 印 省 略)

2025 年度労務管理セミナー開催のお知らせ

～「働きやすい職場認証制度申請の留意点とポイント」～

拝啓 平素は、当協会の業務活動に、格別のご理解とご協力を賜り熱くお礼申し上げます。

さて、このたび会員の皆様を対象に「働きやすい職場認証制度」に関するセミナーを開催する運びとなりました。

本セミナーでは、時間外労働規制や改善基準告示の改正による影響を踏まえトラック運送事業における実務上の課題とその対応策について、社会保険労務士の専門的見地から分かりやすく解説いたします。あわせて国土交通省が推進する「働きやすい職場認証制度」の取得方法や活用メリットについても具体的にご説明し、更なる人材確保や定着に直結する実践的な取り組みをお示しいたします。

つきましては、下記のとおり開催いたしますので、この機会にご参加くださいますようご案内申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 令和7年10月23日（木）13時30分～15時30分
※講義終了後に質疑応答、個別相談に応じます
2. 場 所 香川県トラック総合会館 5階 大会議室
高松市福岡町3丁目2番3号 TEL: 087-851-6381
3. テ ー マ 『働きやすい認証制度申請の留意点とポイント』
4. 講 師 社会保険労務士 佐藤 秀樹 氏
5. 申込方法 裏面参加申込書にて10月17日（金）迄に申込みして下さい。



令和7年10月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠木 寿嗣

令和7年度「改善基準告示解説セミナー」開催のご案内について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、令和6年4月から適用された自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）についての解説セミナーを公益社団法人全日本トラック協会との共催により下記のとおり開催いたします。

つきましては、参加を希望される方は下記申込書にて10月16日（木）までにお申込みくださいますようお願いいたします。

敬具

記

1. 日 時 令和7年10月28日（火） 13時30分より
2. 場 所 ホテルパールガーデン 本館2階「讃岐」
3. 内 容 (1) 改善基準告示改正の趣旨
(2) 改善基準告示の改正内容の解説
(3) Q&Aの解説
(4) 36協定の解説 等
4. 講 師 株式会社コヤマ経営 代表取締役 小山 雅敬氏
5. 申込方法 「参加申込書」にご記入の上、10月16日までFAXでご返信ください。
6. 問 合 先 一般社団法人香川県トラック協会 適正化事業課（担当 明石）
電話番号 087-851-6381

以上

令和7年 月 日

香川県トラック協会 適正化事業課 あて

「令和7年度「改善基準告示解説セミナー」参加申込書

事業者名 支店・営業所名		(申込担当者)
受講者① ※記載必須	所属・役職	
	氏 名	
受講者② ※記載必須	所属・役職	
	氏 名	
受講者③ ※記載必須	所属・役職	
	氏 名	

(注1) 1社最大3名までといたします。筆記用具は必ずご持参ください。

(注2) 当日、体調のすぐれない方は、その旨ご連絡いただき、無理せず参加をご遠慮ください。

【締切日】 令和7年10月16日(木)

【返信先FAX番号】 087-821-4974

令和7年10月1日

会 員 各 位

(一社)香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

「プラン2025目標達成セミナー」開催のご案内について

拝啓 時下ますますご隆盛のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、全日本トラック協会では、令和7（2025）年までに、事業用トラックを第一当事者とする死者数と重傷者数の合計を970人以下とし、飲酒運転ゼロを目指すという目標を掲げ、死者数と重傷者数の合計を車両台数1万台あたり「6.5人以下」とすることを全都道府県の共有目標とし、交通事故防止対策の一層の推進を図っております。

この数値目標を達成するため、「プラン2025」の内容と交差点事故、追突事故の防止を中心テーマに、最新の情報を織り込んだ事故防止対策についてご理解いただくとともに、出席者同士の小集団での情報交換により、自社での事故防止活動のヒントを見つけていただくためのセミナーを開催致します。

また本セミナーには、NPO法人いのちのミュージアムにご協力いただき、「生命のメッセージ展」を併催致します。飲酒運転での交通事故などにより理不尽に生命を奪われた犠牲者が主役のアート展を通じ、いのちの大切さを訴え、交通事故のない安心・安全な社会の実現を目指しております。

つきましては、業務ご多用の折とは存じますが、是非ともセミナーにご参加くださいますようお願い致します。

なお、当セミナーはGマーク加点対象となりますので、令和8年度に申請予定の事業所は参加をご検討ください。

敬具

記

1. 日 時 令和7年11月11日（火）13：30～16：30
2. 場 所 香川県トラック総合会館 5階 大会議室
3. 内 容 (1) 「事業用トラックにおける事故の傾向と防止対策」（70分程度）
(2) グループディスカッション（90分程度）
※出席者の中から情報交換の進行役を決める予定です。
(3) まとめ、アンケート記入（10分程度）
4. 講 師 SOMPOリスクマネジメント株式会社 ご担当者
5. 対 象 者 経営者および管理者（現場での安全を管理される方）等
6. 募集人数 定員30名（先着順。定員になり次第、締め切ります）
7. 申込方法 添付「参加申込書」にご記入の上、10月31日（金）までにお申込みください。
8. 問合せ先 (一社)香川県トラック協会 管理課
TEL (087) 851-6381 FAX (087) 821-4974

(一社)香川県トラック協会 管理課 行
FAX : 087-821-4974

「プラン2025目標達成セミナー」参加申込書

事業者 支店・営業所名		(申込担当者 :)
受講者 ①	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ②	所属・役職	
	氏 名	
受講者 ③	所属・役職	
	氏 名	

(注1) 1社最大3名までとさせていただきます。

(注2) 定員30名になり次第、締め切らせて頂きます。

(注3) 筆記用具をご持参ください。

【締切日】 令和7年10月31日(金)

事 務 連 絡
令和7年10月1日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会
会 長 楠 木 寿 嗣

令和7年度 引越基本講習・引越管理者講習の開催について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は当協会の業務運営に格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、引越利用者サービスのレベルアップを図ることを目的とした講習会を下記のとおり開催いたします。

受講を希望される事業者は別紙をご覧ください、お申し込みください。

なお、「引越基本講習」を修了されていない方は「引越管理者講習」を受講することができないなど受講及び申込み方法には条件がありますので予めご確認ください。

敬具

記

1. 開催内容

【引越基本講習】

開催日時 令和7年11月20日（木） 10時00分～16時00分
開催場所 香川県トラック総合会館 5階
対 象 者 引越業務実務経験者（予定される方も含む）

【引越管理者講習】

開催日時 令和7年11月21日（金） 10時00分～16時00分
開催場所 香川県トラック総合会館 5階
対 象 者 2005年度以降の全ト協統一形式での引越基本講習修了者
2021年度以前の引越管理者講習修了者は更新（再受講）が必要となります。
そ の 他 引越管理者講習は『引越事業者優良認定制度』の認定要件の一つとなっており、申請事業者は各営業所に同講習修了者を1名以上在籍させる必要があります。

2. 申込方法等について

- (1) 必要書類に必要事項を記入いただき、
- (2) 申込書等の電子データは、香ト協ホームページよりダウンロードいただけます。
- (3) 四国内では徳島県と愛媛県（11/21 基本、11/22 管理者）での開催となっております。愛媛県での受講を希望される方は香ト協事務局までお問い合わせください。

3. 申込期限

令和7年10月30日(木) 香ト協必着

4. 申込み・問合せ先

一般社団法人香川県トラック協会 （担当 明石）

〒760-0066

香川県高松市福岡町3丁目2-3

電話 087-851-6381

以上

引越基本講習

開催日時	令和7年11月20日（木） 10時00分～16時00分
開催場所	香川県トラック総合会館 5階 香川県高松市福岡町3丁目2-3（電話 087-851-6381）
講習内容	○引越業界の現状について ○標準引越運送約款等の知識について ○引越の下見・見積の知識とクレーム対応について（DVD） ○引越作業と接客マナーについて（DVD）
受講対象者	引越業務実務経験者（予定される方も含む）
申込締切	令和7年10月30日（木） 香ト協必着 ※締め切り後の受付は致しません
申込方法	●別紙様式（A）引越基本講習〔申込書 兼 受講票〕 下記申込先まで郵送又はご持参ください。（FAXによる申込は不可）
受講定員	30名（定員になり次第締め切り）
当日持参物	●筆記用具、赤ペン
受講費	◇協会会員 ： 無 料（各県協会にて補助致します） ◇会員外 ： 5,000円
申込先 （問合先）	一般社団法人香川県トラック協会 （担当 明石） 〒760-0066 香川県高松市福岡町3丁目2-3（電話 087-851-6381）

引越管理者講習

開催日時	令和7年11月21日（金） 10時00分～16時00分
開催場所	香川県トラック総合会館 5階 香川県高松市福岡町3丁目2-3（電話 087-851-6381）
講習内容	○引越に係るクレーム相談について ○見積、請求、延期、破損等について ○事例検討（個人研究・グループ討議）
受講対象者	2005年度以降の全ト協統一形式での引越基本講習修了者 ※2021年度以前の引越管理者講習修了者は更新（再受講）が必要となります。過去の受講日が不明な場合は、各県ト協にお問合せ下さい。
申込締切	令和7年10月30日（木） 香ト協必着 ※締め切り後の受付は致しません
申込方法	●別紙様式（B）引越管理者講習［申込書 兼 受講票］ ●顔写真（サイズについては別紙申込書を参照） ※指定サイズ以外の場合、修了証は作成されません ※別紙様式（B）と写真を下記申込先まで郵送または持参ください。
受講定員	30名（定員になり次第締め切り）
当日持参物	（1）筆記用具 （2）名刺（15枚程度、グループ討議にて使用） ☐ 顔写真（ <u>申込時に提出されていない場合のみ</u> ） ☐ 前日に基本講習を受講された方は、講習で使用了テキストをご持参ください
受講費	◇協会会員 ： 無 料（各県協会にて補助致します） ◇会員外 ： 5,000円
申込先 （問合先）	一般社団法人香川県トラック協会 （担当 明石） 〒760-0066 香川県高松市福岡町3丁目2-3（電話 087-851-6381）

(A) 引越基本講習〔申込書 兼 受講票〕

香川県 トラック協会

協会コード

0 3 7

協会員 ・ 非協会員

※所属協会名を記入して下さい。

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード

(個人コード)

0

① 氏 名

せい

めい

姓

名

※ふりがなを必ず記入して下さい。

※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。

② 生年月日

年

月

日

※西暦で記入して下さい。

③ 性 別

男 性

・ 女 性

※どちらかに○をして下さい。

④ 事業所名

会社名

営業所／支店名

※正式名称で記入して下さい。

⑤ 事業所住所

〒

-

都道府県

⑥ 電話番号・FAX

-

-

-

-

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～⑥に記入して下さい。

受講日

2

0

2

年

11

月

20

日

受講地

香川

都 道 府

県

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

【当日持参して頂くもの】

☐ 筆記用具

※当日確認テストを行います。

自己採点用の赤ペンもご用意下さい。

(B) 引越管理者講習 〔申込書 兼 受講票〕

香川県 トラック協会

協会コード

0 3 7

協会員 ・ 非協会員

※所属協会名を記入して下さい。

※どちらかに○を付けて下さい

受講コード

(個人コード)

0

① 氏 名

せい

めい

姓

名

※ふりがなを必ず記入して下さい。

※通常のパソコンで表示できる範囲の漢字を使用して下さい。

② 生年月日

年

月

日

※西暦で記入して下さい。

③ 性 別

男 性

・ 女 性

※どちらかに○をして下さい。

④ 事業所名

会社名

営業所／支店名

※正式名称で記入して下さい。

⑤ 事業所住所

〒

-

都道府県

⑥ 電話番号・FAX

-

-

-

-

※受講者本人と連絡のつく事業所の電話番号・FAX番号を市外局番から記入して下さい。

※受講者本人が、記載漏れの無いよう太枠内①～⑥に記入して下さい。

受講日

2

0

2

年

11

月

21

日

受講地

香川 都 道 府

県

※提出いただいた個人情報については、引越講習修了証発行に係る業務以外には使用致しません。また、この書類は返却致しませんのでご了承下さい。

公益社団法人全日本トラック協会

【当日持参して頂くもの】

☐ 筆記用具☐ 名刺

※グループ討議の際、名刺交換致しますので複数枚ご持参下さい。

☐ 引越講習テキスト

※前日基本講習を受講されている方は基本講習で使用了テキストをご持参下さい。

荷役災害防止担当者研修

（陸運事業者・荷主等向け）

陸上貨物運送事業の労働災害の約7割は、トラックの荷台等からの墜落・転落等の荷役作業中に発生しています。さらに、その約7割は、荷主等（荷主、配送先、元請事業者等）の事業場で発生しています。このため、厚生労働省では「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」を策定し、陸運事業者の実施事項、荷主等の実施事項を示しています。

本年度は、陸運事業者と荷主等双方の担当者に対する安全衛生研修を次のとおり行います。

この研修は、荷主等の自社の労働者の労働災害防止対策にも参考となる墜落・転落災害、フォークリフト、クレーン、ロールボックスパレット等による災害防止に関する内容も含まれています。関係者の皆様には積極的なご参加をお待ちしています。

開催日時 令和7年12月12日(金) 13:00-17:00

開催場所 香川県トラック総合会館 5階大会議室
(住所 高松市福岡町3丁目2-3)

定員 40名（先着順です）

内 容 荷役災害防止の担当者に対する安全衛生教育カリキュラムに準じる（陸運事業者・荷主等向け）
荷役災害防止担当者教育

参加費及びテキスト代 無料

申込方法 下記参加申込書にご記入いただき、陸災防香川県支部までファックスでお申込み下さい。
 なお、受講票等は送付いたしません。
 申込締切 **令和7年11月28日(金)** ※定員に達し次第締め切ります。

受講証明 受講者には、受講証明書をお渡しします。

問合せ先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会（陸災防）香川県支部 TEL：087-851-6251



(切り取らずにそのままご送信ください。)

参加申込書

FAX. 0 8 7 - 8 2 1 - 4 9 7 4

ふりがな 参加者氏名①		所属・役職	
ふりがな 参加者氏名②		所属・役職	
事業場名	(業種：)		
所在地 電話番号 ご担当者氏名	〒ー 電話番号()ー ご担当者		

参加申込書にご記入いただいた情報は、本研修以外は使用いたしません。

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

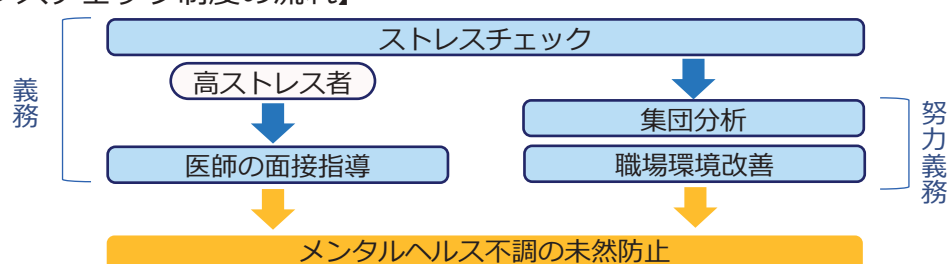
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

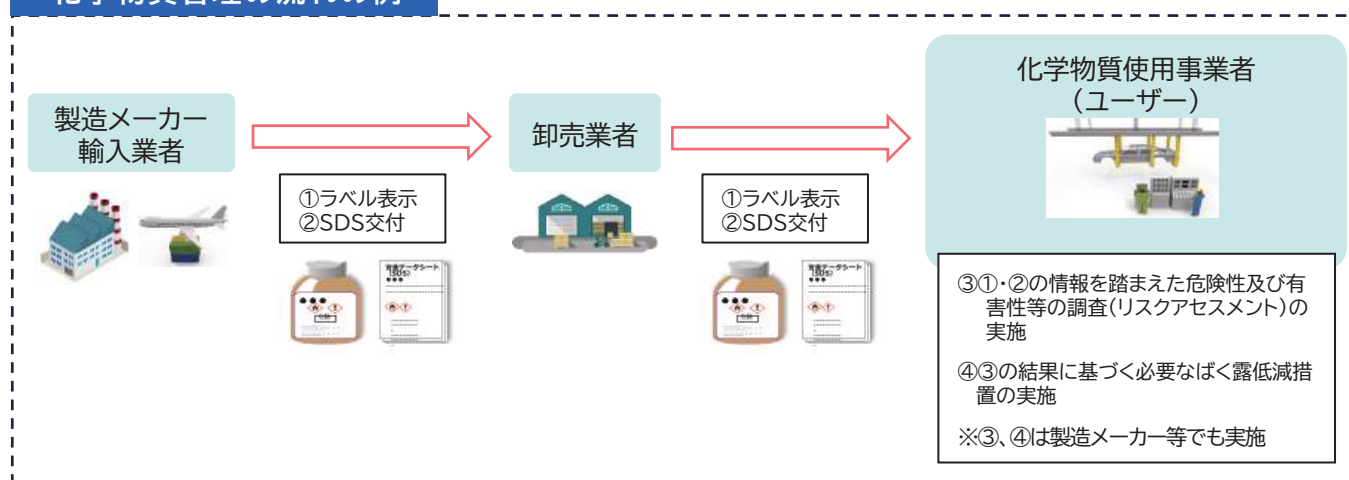


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3)個人ばく露測定の精度担保

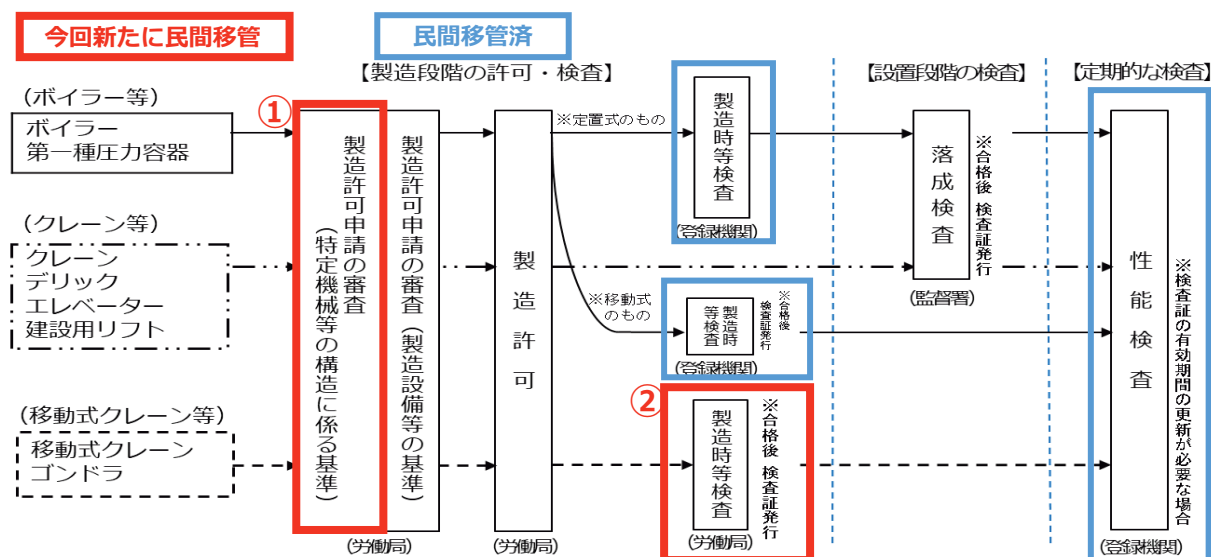
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1)特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



令和 7 年 10 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

令和 7 年度 乗務員ステップアップ講習会のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業活動に格別のご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、香川県トラック協会では、平成 16 年度より国土交通省告示 1366 号を基にし、安全意識の高揚と交通事故防止に寄与することを目的とした乗務員向け講習会を開催しております。

香ト協専任講師による事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転に関する知識を説明するほか、実車を用いて日常点検方法や死角などの車高等のトラックの構造上の特性についても学んでいただける体験型講習となっております。

参加を希望される事業者は、別紙申込書に必要事項をご記入の上、トラック協会まで返信ください。

敬 具

記

1. 開催内容 乗務員ステップアップ講習会
2. 開催日時 別紙参加申込書を参照ください。
3. 対 象 者 営業所所属運転者
※乗務員教育を担当する管理者の参加も可能です。
4. 費 用 無料
5. 申込方法 参加申込書に必要事項を記載され、FAX にてお申し込みください。
6. 問合せ先 一般社団法人香川県トラック協会
電話 087-851-6381 FAX 087-821-4974

以上

令和7年度 乗務員ステップアップ講習 参加申込票

・乗務員ステップアップ講習（受講希望日に~~✓~~印をご記入下さい。）

✓印 記入欄	開催回	開催日時	開催場所
	第120回	令和7年 10月25日（土） 9:00 ～ 12:00	会場 安全研修センター 住所 高松市福岡町3丁目3-6
	第121回	10月25日（土） 13:30 ～ 16:30	
	第122回	令和7年 11月22日（土） 9:00 ～ 12:00	
	第123回	11月22日（土） 13:30 ～ 16:30	

○受講希望者データ

会 社 名	
担当者名（記入者）	

	氏 名	生年月日	トラック ドライバー歴	乗務車種 (○印記入)
1	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第120回 (AM) ・ 第121回 (PM) ・ 第122回 (AM) ・ 第123回 (PM)		小型
2	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第120回 (AM) ・ 第121回 (PM) ・ 第122回 (AM) ・ 第123回 (PM)		小型
3	(ふりがな)	昭和 ・ 平成 年	年	大型 中型
		月 日 (満 歳)		
参加希望講習 (○印記入)		第120回 (AM) ・ 第121回 (PM) ・ 第122回 (AM) ・ 第123回 (PM)		小型

※ 香ト協（F A X 087 - 821 - 4974）へ申し込みください。

令和 7 年 10 月 1 日

会 員 各 位

一般社団法人香川県トラック協会

初任運転者及び事故惹起運転者に対する講習会開催のご案内

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、貨物自動車運送事業者等は貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10 条第 2 項の定めにより、標記運転者に対して特別な指導を行うこととなっております。

本年は昨年と同様に、四国交通共済協同組合と共催し、初任運転者講習会（6 時間講習・8 回）、事故惹起運転者講習会（6 回）を下記要領で開催することと致します。

つきましては、業務ご多忙とは存じますが、当該運転者の派遣を賜りますようよろしくお願い申し上げます。なお、都合により各回 20 名を定員とさせていただきます。

敬 具

※初任運転者とは（指導の場合）

貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 1 項に基づき運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者。（当該貨物自動車運送事業者において初めてトラックに乗務する前 3 年間に他の一般貨物自動車運送事業者等によって運転者として常時選任されたことがある者を除く）

※初任運転者講習会については、「初任運転者に対する特別な指導の内容及び時間」15 時間以上の内、6 時間講習で実施しますので、残り 9 時間の指導は貴社等で教育をお願い致します。

※事故惹起運転者とは

死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第 5 条第 2 号又は 3 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こした運転者、及び軽傷者（同条第 4 号に掲げる傷害を受けたもの）を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該交通事故前の 3 年間に交通事故を引き起こしたことがある運転者。

記

1. 開催日程

< 初任運転者講習会 >

第1回 令和7年 4月10日(木)	第5回 10月9日(木)
第2回 6月5日(木)	第6回 12月4日(木)
第3回 7月10日(木)	第7回 令和8年 1月22日(木)
第4回 9月11日(木)	第8回 2月 5日(木)

< 事故惹起運転者講習会 >

第1回 令和7年 5月22日(木)	第5回 令和8年 1月15日(木)
第2回 7月3日(木)	第6回 3月 5日(木)
第3回 9月18日(木)	
第4回 11月 6日(木)	

2. 開催時間 9 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0
3. 場 所 四国交通共済会館
4. 受 講 料 講習会に係る費用は香ト協で負担いたします。
5. 定 員 2 0 名
6. 申 込 初別紙申込書を四交協へファックス送信ください。
初任運転者講習会の申込みについては、定員に達している場合があります。
※事前に、四国交通共済協同組合ホームページ「講習・研修スケジュール」(<http://yonkokyo.or.jp/publics/index/32/>)で申込状況をご確認いただきお申込み下さい。
7. 証 明 書 受講修了後、特別指導受講証明書が発行されます。
8. そ の 他 筆記用具を必ずご持参ください。
※屋外講習がありますので、実施できる服装等で、ご参加ください。※やむを得ず、日程を変更する場合があります。
予め、ご了承ください。

初任及び事故惹起運転者講習会参加申込書

○初任運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和7年 4月10日（木）		10月 9日（木）
終了	6月 5日（木）		12月 4日（木）
終了	7月10日（木）		令和8年 1月22日（木）
終了	9月11日（木）		2月 5日（木）

○事故惹起運転者講習会（受講希望日に印をご記入ください。）

✓印 記入欄	開 催 日	✓印 記入欄	開 催 日
終了	令和7年 5月22日（木）		令和8年 1月15日（木）
終了	7月 3日（木）		3月 5日（木）
終了	9月18日（木）		
	11月 6日（木）		

※開講時間は、9：30～17：00（各回共通） ※ご希望の講習日にチェック（✓）をお願い致します。

※複数の講習会にお申込の方は、この用紙をコピーしてご利用下さい。

○受講者データ

	ふりがな 氏 名	生年月日	
		昭和 平成	年 月 日

○派遣先データ

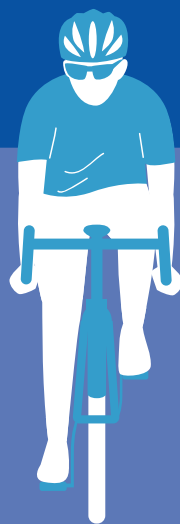
会 社 名			
会社住所	〒		
電話番号		FAX番号	
担当者名		役 職	

※ 受講後、特別指導受講証明書をお送りしますので、担当者名と役職、及び会社住所を必ずご記入ください。

四交協 FAX（0877-44-3390）へご送信願います。

みんなで作る「思いやりロード」 SHARE THE ROAD

道路はゆずりあって使おう!



SHARE THE ROAD (シェア・ザ・ロード)とは?

サイクリスト等 ドライバー

歩行者、自転車、自動車がお互いの立場を思いやる気持ちを基本として道路を安全・快適に共有することを言います。

自転車を
利用する
皆さんへ

① ヘルメットを 着用しましょう

事故による被害を軽減させるため
ヘルメットを正しく着用しましょう。



② 自転車保険に 加入しましょう

自転車運転中のケガや相手への
損害補償に備えて保険に入りましょう。



Setouchi Vélo協議会



構成団体 兵庫県、岡山県、広島県、山口県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、近畿地方整備局、中国地方整備局、四国地方整備局、近畿運輸局、神戸運輸監理部、中国運輸局、四国運輸局、中国経済産業局、四国経済産業局、(一社)中国経済連合会、四国経済連合会、(一社)せとうち観光推進機構、(一社)四国ツーリズム創造機構、本州四国連絡高速道路(株)

参加団体 南あわじ市、淡路市、神戸市、明石市、川西市、上郡町、洲本市、備前市、玉野市、真庭市、美作市、新見市、津山市、総社市、高梁市、呉市、尾道市、福山市、竹原市、江田島市、東広島市、三原市、安芸太田町、柳井市、周防大島町、大山町、南部町、鳴門市、小松島市、三豊市、土庄町、多度津町、坂出市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、小豆島町、高松市、綾川町、今治市、上島町、松山市、宇和島市、八幡浜市、伊予市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、香南市、いの町、宿毛市、(一財)本州四国連絡高速道路協会



Setouchi Vélo協議会
ホームページ

自転車に乗るときはヘルメットを着用しましょう！

全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務になっています。

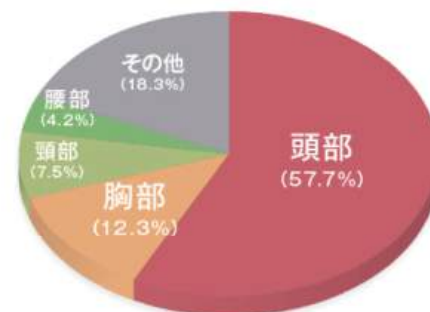
なぜヘルメットをかぶらないといけないの？

転倒時の損傷箇所の割合

転倒時の損傷部位を見ると、頭部が圧倒的多数を占めています。転倒の際に路面や縁石で強打する、あるいは自動車等との衝突で車輪に巻き込まれたり、車体や外板で強打するケースが多いことが原因といわれています。

これらによって頭蓋骨骨折や脳挫傷、脳しんとうを起こすケースが多く、死亡に至っています。当然ながら、頭部に損傷を受けると、他の部位に比べ死亡割合が著しく高くなり、死亡に至る事故につながります。

まずは頭部を守る、つまりヘルメットの着用が何よりも大切であると言えます。



自転車死亡事故の損傷主部位

※2017から2021年の5年間 ※警察庁交通統計から作成

装着時と非装着時の比較など

停車中の自転車の転倒時に頭蓋骨にかかる力（骨折の危険性）や脳にかかる力（脳震盪の危険性）はどの程度かを検証するため、「ヘルメット装着の場合」と「ヘルメット未装着の場合」の人体モデルを使った「転倒実験」をもとにシミュレーションした結果、ヘルメットの重要性が浮き彫りとなりました。

※引用「ヘルメットをかぶろう！」株式会社オージーケーカブト
https://www.ogkkabuto.co.jp/hg/ind.html 2025年2月1日参照

◆頭部に損傷を負うと、60%超が死亡に至る重大事故！

■自転車事故の損傷部位別／損傷程度による損傷部位
〔平成21～29年〕〔構成割合〕＝〔各損傷主部位損傷者数〕／〔損傷者数〕×100



※出典「交通事故分析リポートVol.97」/（公財）交通事故分析センター（平成24年11月）

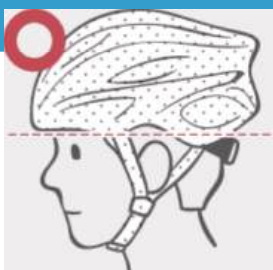
ヘルメットの正しい装着方法

ヘルメットの正しい装着角度

ヘルメットは正しい角度で装着することで、ヘルメット本来の機能を発揮することができます。装着の際は、必ず正しい角度で装着することを心がけましょう。ヘルメットをかぶる前にアジャスター付きの場合は「必ずアジャスターを緩めてから」かぶります。

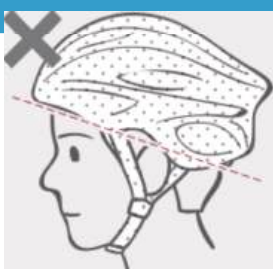
1 正しい角度で装着

正しい角度で装着することで、ヘルメット本来の機能を発揮することができます。



2 左右均等に

ヘルメットの先端がまゆ毛のすぐ上にくるように角度を合わせ、左右均等にかぶります。額が見えるほどヘルメットの先端が上を向いていたり、ヘルメットが傾いていたりしてはいけません。



3 あご下の適度なあそび

あごの下でバックルを固定したのち、あごひもとの間に人差し指が入る程度の長さに調整してください。



4 耳元のV字部分のねじれチェック

あごひもがV字になっている部分にはあごひもを1つにまとめるための部品（アジャストロック）が装備されています。あごひものV字部分が耳元にすっきり収まるよう、部品の高さを適切に調整しましょう。



悪い例：1
V字部分がねじれている



悪い例：2
アジャストロックが適切な位置でない

※引用「ヘルメットをかぶろう！」株式会社オージーケーカブト
https://www.ogkkabuto.co.jp/hg/ind.html 2025年2月1日参照

2025.3

秋の休暇を楽しんで
心に残る思い出を。

Refresh!

もっと自分らしい

働き方

休み方

10月は「年次有給休暇
取得促進期間」です。

年次有給休暇 を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

 厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

●働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

年次有給休暇取得促進特設サイト 

年休取得促進
特設サイト▶



Refresh! もっと自分らしい 働き方 休み方

年次有給休暇 を上手に活用し 働き方・休み方を見直しましょう

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 年次有給休暇付与計画表による 個人別付与方式の導入例

例えば、毎週金曜日に

年次有給休暇の計画的付与を活用すると？

年次有給休暇を土日と組み合わせると、連続休暇になります。
また、□ 点囲みのような日に年次有給休暇をさらに組み合わせること（プラスワン休暇）も考えられます。

2023年10月

年休の計画的付与期間

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

※ 10月9日はスポーツの日、10月10日はプラスワン休暇（+1）

※ 6日、20日は年休の計画的付与期間（赤枠）

※ 7日、21日はAさんの計画年休（青枠）

※ 27日はBさんの計画年休（緑枠）

※ この期間に個人ごとに計画年休を取得

2) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

3) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

それぞれの方式に関する労使協定や就業規則などの例は『年次有給休暇取得促進特設サイト』をご確認ください ▶



年休取得促進
特設サイト

年5日の年次有給休暇を確実に取得しましょう。

全ての企業において、年10日以上年次有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させる必要があります。

労使協定によって時間単位の年次有給休暇の活用もできます。

年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を結べば、年5日の範囲内で、時間単位の取得が可能となります。労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に役立ちます。

※分単位など時間未満の単位での取得は認められません。また、時間単位の年次有給休暇の取得分については、確実な取得が必要な5日間から差し引くことはできません。



めざすのは、
自動車事故ゼロの社会。

令和7年4月
高松主管支所

「e ナスバ」スタートのお知らせ

運行管理者指導講習が e ラーニングで受講可能に

運行管理者指導講習について、ナスバでは、新たに国土交通省より e ラーニング講習の認定を取得し、これまでの対面・動画視聴講習に加え、令和6年12月から、一般講習及び基礎講習の e ラーニング講習（e ナスバ）を開講いたしました。

「e ナスバ」では、AI による本人認証等の不正受講防止対策を行い、対面等の講習と同等の水準での指導講習を提供、インターネットを利用し、お手元のカメラ付きパソコン・タブレット等から、いつでも任意の場所で受講いただけます。

受講者の皆様方の利便性に大いに資するものとなっておりますので、ぜひご利用ください。

受講者の皆さまの利便性が大幅にアップします！

1. どこでも、くりかえし受講可能

自宅や職場など、インターネット接続があればどこでも受講できます。
さらに、受講期間内であれば確認したい講義をくりかえし受講可能です。

2. 自由なスケジュール ※1

受講期間内であれば、好きな時間に受講可能です。忙しい日常にも柔軟に対応できます。

3. 移動時間の節約

講習会場への移動が不要なので、時間を有効に使えます。

4. 簡単なキャッシュレス決済 ※2

受講料はクレジットカードやペイジーによる事前決済なので、手続きがスムーズです。

5. 領収書や修了証明書も「e ナスバ」から出力

領収書や修了証明書はご自身でマイページから出力できます。

※1 受講期間は、受講する月の1日から30日間をいいます。例えば、8月受講の場合、8/1から受講が可能となり、8/30までに受講を完了する必要があります。（受講期間を任意に設定することはできません。）

また、申込期間は、受講する月の前々月中旬から前月初旬となります。詳細期日は、ナスバHPをご参照ください。

※2 交付金（各協会による受講料等の助成）については、香川県バス協会、香川県トラック協会までお問い合わせください。

e ナスバ（e ラーニング講習）の申込み URL

https://www.nasva.go.jp/fusegu/moushikomi_shidou.html

※ 従来からの対面（動画視聴）講習も、こちらからご予約できます。



トラック事業者へ！運ぶほど、お得に！
今だけ！対象エリアが一気に拡大！
10月1日から3ヶ月間限定！

トラック運賃が最大
今だけ **50%OFF**

トラック得割

日本国内に事業所を持つ法人・個人（後払い航送契約社）

期間限定 **10/1 水** ～ **12/31 水** まで

割引条件

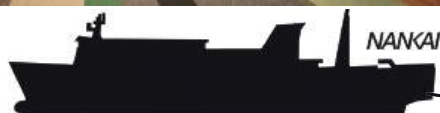
※前年同月実績を上回る台数分の運賃を50%割引いたします

対象車両：長さ5m以上の貨物車両で同乗者は対象外となります

ドライバーズルーム



シャワールーム



トラックもドライバーも、フェリー利用で効率UP！



「なんかいね」があふれてる
NANKAI
南海フェリー

和歌山(関西方面)↔四国方面の貨物輸送は 南海フェリーにお任せください



～安全・安心な海上輸送の提供～

私どものフェリーは厳格な安全基準を採用しており、乗客の皆様には最高の安全性と安心感をお届けします。
またドライバーズルームやシャワールームを完備しており、船内では快適に過ごす事が出来ます。



【ドライバーの休息時間の確保】

フェリー乗船中にドライバーは仮眠・休憩可能。



【交通事故リスクの軽減】

渋滞回避により事故リスクを軽減出来ます。



【環境にやさしい】

フェリー輸送により大幅なCO2削減が可能です。



【定時運航で安心】

フェリーは定時性に優れ、スケジュール通りの輸送が可能。



※画像はイメージです

和歌山港～徳島港を海上約2時間

和歌山港から最寄りのIC
阪和自動車道 和歌山IC (所要時間 約20分)

徳島港から最寄りのIC
徳島南部自動車道 徳島沖洲IC (所要時間 約5分)



お問い合わせ（和歌山）

近畿・東日本の運送各社様はこちら

☎ **073-422-2160 志場**

平日9:00～18:00

✉ nf_eigyo@nankai-ferry.co.jp

お問い合わせ（徳島）

中四国・九州の運送各社様はこちら

☎ **088-636-0750 二見**

平日9:00～18:00

時刻表				
2025.8.1現在				
下り（和歌山→徳島）			上り（徳島→和歌山）	
和歌山港発	徳島港着	便	徳島港発	和歌山港着
休	航	1	休	航
2:40	4:55	2	2:45	5:05
5:30	7:35	3	5:30	7:50
8:25	10:30	4	8:00	10:10
10:35	12:50	5	10:55	13:05
13:40	15:55	6	13:20	15:40
16:20	18:30	7	16:25 16:25	18:40 18:35
19:10	21:25	8	18:55 18:55	21:15 21:05
21:50	24:05	9	21:50	24:10

※赤字は日祝ダイヤ



フェリーあい



フェリーかつらぎ



定時運航



ドライバーの休息時間確保



※画像はイメージです

広報誌のご案内

お役立ち 安全衛生情報をお届けします



お届けする陸災防広報誌「陸運と安全衛生」の内容

- 会員事業場の安全衛生活動内容の紹介、災害事例とその対策などを掲載しています。
- 毎月 10 日に陸災防本部より E メールにてお届けします。

登録料・購読料は無料です。

下記、お届け先登録申込書に必要事項を記入の上、F A X にてお申込みください。

お届け先登録申込書

申込先 陸上貨物運送事業労働災害防止協会本部

▶▶▶ F A X 03-3453-7561

事業場名または 個人名			
電話番号		F A X 番号	
都道府県			
メールアドレス			

(注) 次の URL から「陸運と安全衛生」配信規約をご覧ください。https://fofa.jp/rikusai/a.p/101/
登録完了のメールをお送りします。もし、届かない場合は下記の「お問い合わせ先」までご連絡ください。
お申込みいただいたメールアドレス等の情報は、広報誌や陸災防からの情報をご提供する目的のみに利用させていただきます。なお、会員の確認等のため、陸災防支部に登録情報を提供することがあります。

講習のご案内

フォークリフト講習・はい作業主任者講習 等の日程は、下記ホームページ
をご覧ください。

<http://www.rikusaibou-kagawa.jp/>

陸運労災防止協会香川

検索

お問い合わせ先



厚労省所管
災害防止団体

陸運労災防止協会香川県支部
TEL 087-851-6251

